

# 第2次海津市 男女共同参画プラン

ひと ひと  
～女と男がともに輝くまちづくり～



海津市がめざすべき男女共同参画社会は、「女性も男性もお互いがその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、男女が人として輝いて生きることができる社会」です。

そこで、女性も男性も性別に関わりなく、人として認め合うという意味をこめて「女と男」を「“ひと”と“ひと”」と読み、本プランの基本理念を「女(ひと)と男(ひと)がともに輝くまちづくり」としました。

このプランは、「男女共同参画社会基本法第14条」の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」(第3次)・県の「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」及び「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」の趣旨を踏まえ、平成19年(2007年)に策定した「海津市男女共同参画プラン」の実績を継承しています。

また、男女共同参画社会を実現していくための基本的な方針を明らかにするとともに、施策を総合的、体系的に推進するためのものです。

## 計画期間

平成24年度(2012年度)～平成28年度(2016年度)

海津市

# 男女がともに参画できる社会への意識づくり

男女共同参画に関する各種啓発活動を行うとともに、学校教育・生涯学習等を通じた男女共同参画を推進する教育を充実し、男女共同参画社会への市民の理解を深めます。また、女性等に対するあらゆる暴力についての予防と根絶のための支援体制の確立に努めます。



## 1 男女共同参画社会の形成のための啓発活動の充実

### ①人権意識を高める啓発活動の充実

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について知識を得られるように情報提供や啓発活動の充実を図ります。また、人権が侵害された場合等の相談窓口を設置します。

### ②男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

男女共同参画社会の形成への大きな障害の一つに、人々の意識の中に長い時間に形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識があり、この意識が未だ根強く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を充実します。また、男性、子ども、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報提供を図ります。

## 2 多様な選択を可能にするための教育・学習の充実

### ①男女平等を推進する教育の充実

学校教育及び社会教育において、子どもの発達段階に応じて男女平等観の形成を図り、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育を推進します。

教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解できるよう、研修等を実施します。また、保護者にも男女平等教育について、理解し実践していただけるように働きかけを強化します。

### ②男女共同参画に関する学習機会の充実

男女がともに希望するときに希望する場所で能力開発・生涯学習に参加できるよう学習機会の充実を図ります。

人生を通じたそれぞれの段階ごとのニーズに即したライフプランニングや能力開発・生涯学習を推進します。

また、図書館において、男女共同参画社会に関する情報の収集や学習環境の整備に努めます。

## 3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

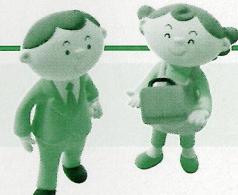
### ①あらゆる暴力を予防するための啓発活動の充実

暴力は、身体的・心理的を問わず、基本的人権をおびやかし、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼすため、配偶者等からの暴力（DV）をはじめ、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、パワー・ハラスメント等、あらゆる暴力を予防するために、市民の認識を高める意識啓発や予防啓発を行います。

### ②被害者の救済体制の強化

配偶者等からの暴力（DV）等の被害者を対象とする相談窓口を設置するとともに、関係機関とも連携しながら支援体制を強化し、被害者がひとりで悩まず問題解決が図れるよう努めます。

# II 男女がともに働きやすい環境づくり



企業や農林漁業・商工自営業等の「働く場」において、男女が平等に個性や能力を発揮して働けるような環境の整備に努めます。また、育児・介護等に対する支援策の充実を図ります。

## 1 雇用の分野における男女平等の推進

### ①男女の均等な雇用機会の確保と推進

国や県、関係機関等との連携を図り、事業主に対して男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の情報提供を行って周知し、労働条件の改善及び雇用、就労の場における男女平等が実現されるようにします。

### ②女性の職業能力発揮のための支援

女性がその能力を十分に発揮するため、研修等に参加するよう意識啓発や情報の提供等の働きかけを行います。また、結婚や出産等で退職した女性が再就職を希望する場合に、事業主が再雇用する制度を設ける等の啓発を行います。

## 2 仕事と生活の調和への支援

### ①育児との両立支援策の充実

子どもを持つ家庭の男女が、ともに育児と仕事を両立していくよう子育て支援体制の整備・充実を図ります。

### ②介護との両立支援策の充実

親の介護について、男女がともに担っていくことができるよう、事業主に対して介護休業制度の啓発に努めるとともに、家庭においても介護の負担が軽減できるよう介護給付サービスの充実を図ります。

### ③ライフスタイルに応じた多様な働き方の支援

多様な働き方が選べる条件整備、男女の働き方の見直しなど、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図る環境づくりを企業に働きかけるとともに、様々な制度について市民へ啓発・普及を行います。

### ④ひとり親家庭への支援の充実

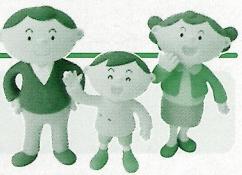
ひとり親家庭が自立して、地域で生活できるよう相談や就労・経済支援を行います。

### 3 農林漁業、商工自営業における労働環境の整備

#### ①家族就労者の労働環境の改善

農林漁業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう啓発や情報提供を行います。

## III 男女がともに担う地域社会づくり



市の審議会・委員会等への女性の積極的な登用を通じて、政策・方針決定の場における男女共同参画を推進します。また、地域活動等への参加促進により、地域においても男女共同参画を推進します。

### 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

#### ①審議会、委員会等への女性の参画推進

政策または方針の立案・決定に、女性の意見が反映されるように、審議会、委員会等への女性委員の登用を積極的に推進します。また、女性委員が参画していない審議会、委員会等の解消を図ります。

#### ②女性の人材の発掘と育成

女性が社会に積極的に参画していくことができるよう、人材の発掘と育成に努めます。

### 2 地域等における男女共同参画の促進

#### ①地域活動等への参画促進

男女がともに、よりよい家庭・地域づくりについて考え方行動することは、男女共同参画社会の実現の第一歩であり、様々な活動に参画できるよう支援します。

#### ②団体・グループ間の交流促進

地域や市全体が様々な分野で活発な行動を行えるように団体やグループの交流を図り、男女共同参画の意識が高まるような取り組みを行います。

## IV 福祉の充実と生涯を通じた健康づくり



高齢者や障がい者等が自立し、安心して暮らせるように支援の充実を図るとともに、男女の生涯を通じた健康づくりを支援します。

### 1 安心して生活できる支援の充実

#### ①高齢者や障がい者等の自立支援

高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、就業・社会参加の促進や自立支援等を図ります。

### 2 生涯を通じた健康づくりへの支援

#### ①男女の健康づくりへの支援

男女が、それぞれの健康状態に応じて適切な自己管理ができるように、健康意識を高め、各種健康診査等の充実を図るための様々な取り組みを支援していきます。

#### ②母性の保護と母子保健の充実

安心して、子どもを産み育てることができるよう、教室の開催や相談窓口、健康診査の充実を図ります。

## V プラン推進のための体制づくり



男女共同参画社会の実現に向け、市職員における男女共同参画の推進、市民や事業所との連携により、総合的かつ効果的に推進するうえで必要な推進体制の整備を図ります。

### 1 施策推進体制の整備

#### ①プランの進行管理体制の確立

本プランを市民・市（行政）・事業所が連携し積極的に進めていくために、市民参画によるプランの推進体制を整備するとともに、計画の進行管理体制を確立し、プランが実効性のあるものとなるよう取り組みを行います。

#### ②市職場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現及びこのプランの推進にあたっては、市職員の十分な理解とそれに基づく行動が必要です。市民や事業所だけでなく、市職員においても、男女が対等な立場で能力を十分に發揮できる環境づくりに努め、男女共同参画を推進していきます。

### 2 市民・市（行政）・事業所の連携

#### ①プランに基づく行動の促進

市民・市（行政）・事業所の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

# 男女共同参画社会の実現をめざして

## 男女共同参画社会とは？

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

## 地域社会では、

- 男女共同参画の視点から社会の慣習やしきたりを見直し、一人ひとりの生き方や考え方を尊重しましょう。
- 自治会等地域活動の意思決定の場へ地域の構成員として男性だけでなく、女性も積極的に参画し、豊かで住みよいまちづくりをしましょう。
- 地域活動やボランティア活動等に積極的に参加しましょう。

## 家庭では、

- 家族みんなで互いに協力しあって、家事や育児、介護等を行い、喜びも苦労も分かれ合い、支え合いましょう。
- 家族一人ひとりの個性や生き方、考え方を尊重しましょう。
- 子育てについては、「女の子らしさ」「男の子らしさ」と性別にとらわれず、その子らしさを大切に自主性や個性を大切にしましょう。
- 「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、自分や家族の心や身体のことによく理解し、健康づくりに努めましょう。



## 職場では、

- 男女ともに、仕事と家庭・地域社会とのバランスの取れたゆとりと充実感のある生活が送れるようにしましょう。
- 男女ともに育児・介護休業を取得しやすい環境づくりをしましょう。
- 雇用機会や待遇などで性別を理由とした格差がなくなり、男女がともに個性、能力、意欲などを十分に発揮できる環境にしましょう。
- 男女雇用機会均等法など、労働に関する法律を守りましょう。
- 農業者は、家族経営協定を結びましょう。

## 学校では、

- 性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育をしましょう。
- 一人ひとりの人権尊重と男女平等の意識を育てる教育をしましょう。
- 進学や就職に際して、個人の適性を尊重した進路選択をしましょう。